

玄海町地域防災計画

第7編 林野火災対策

令和4年5月 修正版

玄海町防災会議

第1章 災害予防	1
第1節 林野火災に強いまちづくり	1
第1項 林野火災に強いまちづくりのための基本方針	1
第2項 防火林道等の整備	1
第2節 防災活動の促進	2
第1項 防災知識の普及、訓練	2
第2項 町民の防災活動の環境整備	2
第3項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	2
第1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	2
第2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	3
第3項 緊急輸送活動	3
第4項 避難の受入れ及び情報提供活動	3
第5項 応急復旧及び二次災害の防止活動	4
第6項 防災訓練の実施	4
第2章 災害応急対策	5
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	5
第1項 災害情報の収集・連絡・報告	5
第2項 通信手段の確保	10
第3項 町の活動体制	10
第4項 広域的な応援体制	10
第5項 自衛隊災害派遣要請	10
第2節 救助・救急、医療及び消火活動	10
第1項 救助・救急活動	10
第2項 医療活動	10
第3項 消火活動	11
第4項 惨事ストレス対策	11
第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	11
第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	11
第2項 交通の確保	11
第4節 避難の受入れ及び情報提供活動	11
第1項 避難誘導の実施	11
第2項 指定避難所	11
第3項 広域一時滞在	11
第4項 要配慮者への配慮	12
第5項 被災者等への的確な情報伝達活動	12
第5節 応急復旧及び二次災害防止活動	12

第3章 災害復旧 13

第1章 災害予防

この林野火災対策は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 林野火災に強いまちづくり

第1項 林野火災に強いまちづくりのための基本方針

- 1 町〔農林水産課〕は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。
- 2 町〔農林水産課〕は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- 3 町〔農林水産課〕は、警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。
- 4 森林所有者、林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

第2項 防火林道等の整備

町〔農林水産課〕、県、森林管理署及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1 防火林道の整備

町〔農林水産課〕、県、森林管理署は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

町〔農林水産課〕、県、森林管理署及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の町〔農林水産課〕が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

町〔農林水産課〕は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項

- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防ぎょ訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第2節 防災活動の促進

第1項 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

- (1) 町〔農林水産課、防災安全課〕は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。なお、住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行う等林野火災の発生傾向に十分留意する。
- (2) 町〔農林水産課、防災安全課〕は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置する等防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

2 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

「第2編 第1章 第2節 第2項 3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」(共通-14-)を参照

第2項 町民の防災活動の環境整備

町〔農林水産課、防災安全課〕は、林野火災の予防活動について住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

その他は、「第2編 第1章 第2節 第3項 町民の防災活動の環境整備」(共通-14-)を参照

第3項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

「第2編 第1章 第2節 第3項 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」(共通-18-)を参照

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1項 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

「第2編 第1章 第3節 第3項 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備」(共通-21-)を参照

2 情報の分析整理

「第2編 第1章 第3節 第3項 2 情報の分析整理」（共通- 22 -）を参照

3 通信手段の確保

町〔防災安全課〕は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することについて十分考慮する。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第3項 3 通信手段の確保」（共通- 22 -）を参照

4 職員の体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 4 職員の体制」（共通- 24 -）を参照

5 防災関係機関相互の連携体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 5 防災関係機関相互の連携体制」（共通- 25 -）を参照

第2項 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 1 救助活動体制の整備」（共通- 32 -）を参照

2 医療活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 2 医療活動」（共通- 32 -）を参照

3 消火活動

町〔防災安全課〕は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第6項 3 消火活動」（共通- 33 -）を参照

第3項 緊急輸送活動

「第2編 第1章 第3節 第7項 緊急輸送活動」（共通- 33 -）を参照

第4項 避難の受入れ及び情報提供活動

1 避難誘導

「第2編 第1章 第3節 第8項 1 避難誘導」（共通- 35 -）を参照

2 指定避難所

「第2編 第1章 第3節 第8項 3 指定避難所等」（共通- 37 -）を参照

第1章 災害予防

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

「第2編 第1章 第3節 第8項 4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」(共通- 40 -)を参照

4 被災者等への的確な情報伝達

「第2編 第1章 第3節 第8項 7 被災者等への的確な情報伝達」(共通- 46 -)を参照

第5項 応急復旧及び二次災害の防止活動

「第2編 第1章 第3節 第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動」(共通- 31 -)を参照

第6項 防災訓練の実施

- 1 消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施する。
- 2 消防機関を始めとする町、県、国の機関、林業関係団体、民間企業及び住民等が相互に連携した訓練を実施する。

その他は、「第2編 第1章 第3節 第10項 防災訓練」(共通- 48 -)を参照

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1項 災害情報の収集・連絡・報告

町、県、県警察、森林管理署、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、町の災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

県及び町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

(1) 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合

県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合の情報連絡ルートを図2-1に示す。

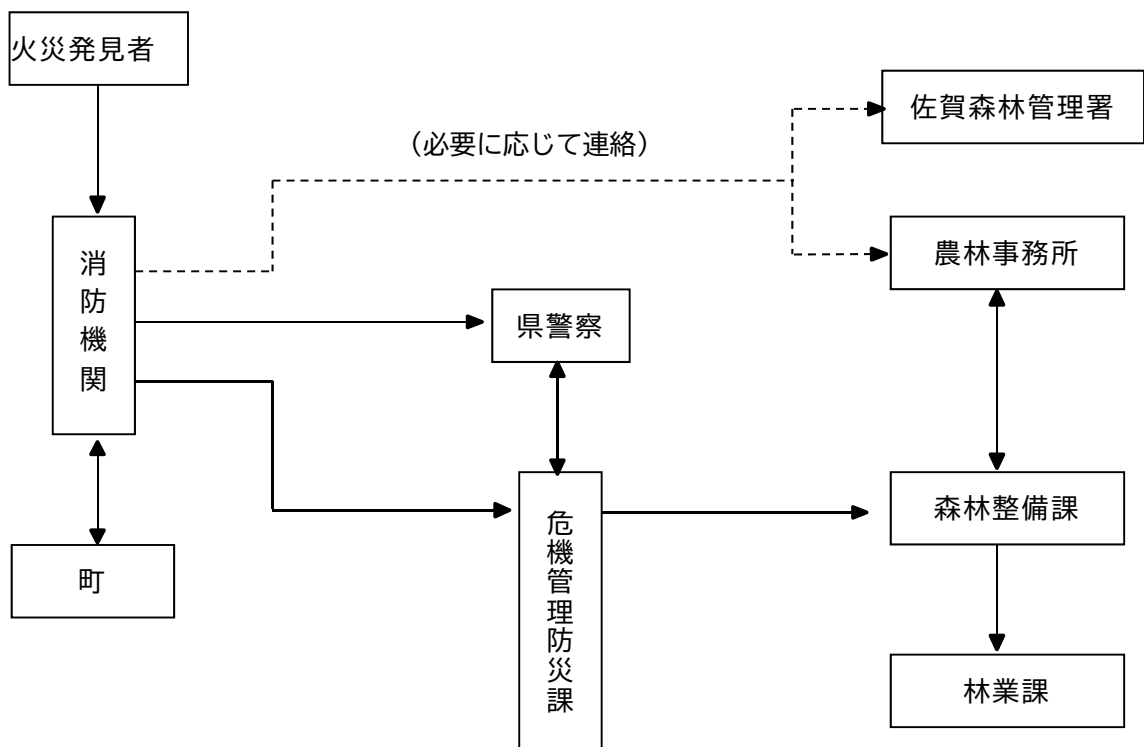


図2-1 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合の情報連絡ルート

(2) 災害情報連絡室の設置以降（焼損面積が概ね5ha以上）

災害情報連絡室の設置以降の情報連絡ルートを図2-2に示す。

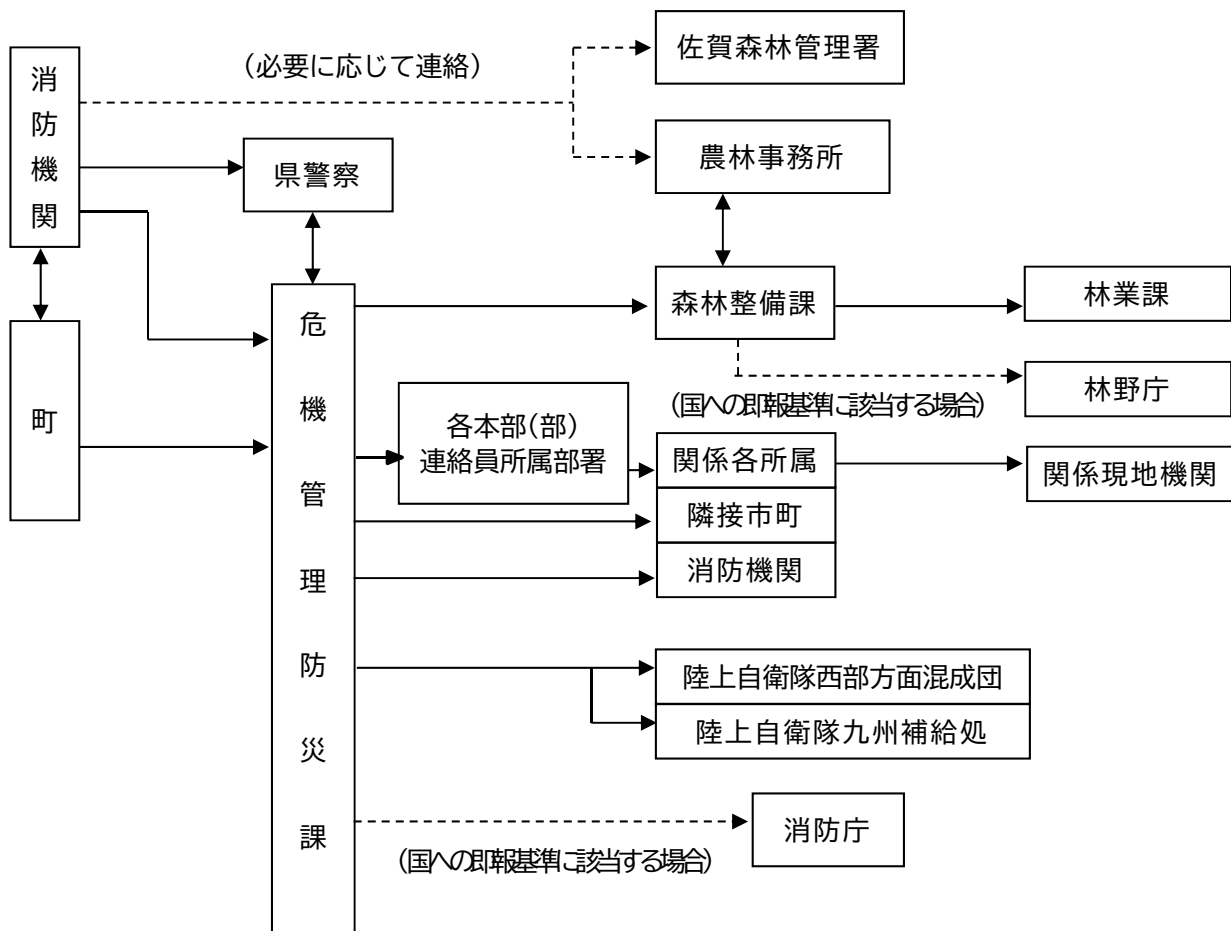


図 2-2 災害情報連絡室の設置以降の情報連絡ルート

(3) 林野火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）

林野火災拡大時の情報連絡ルートを図2-3に示す。

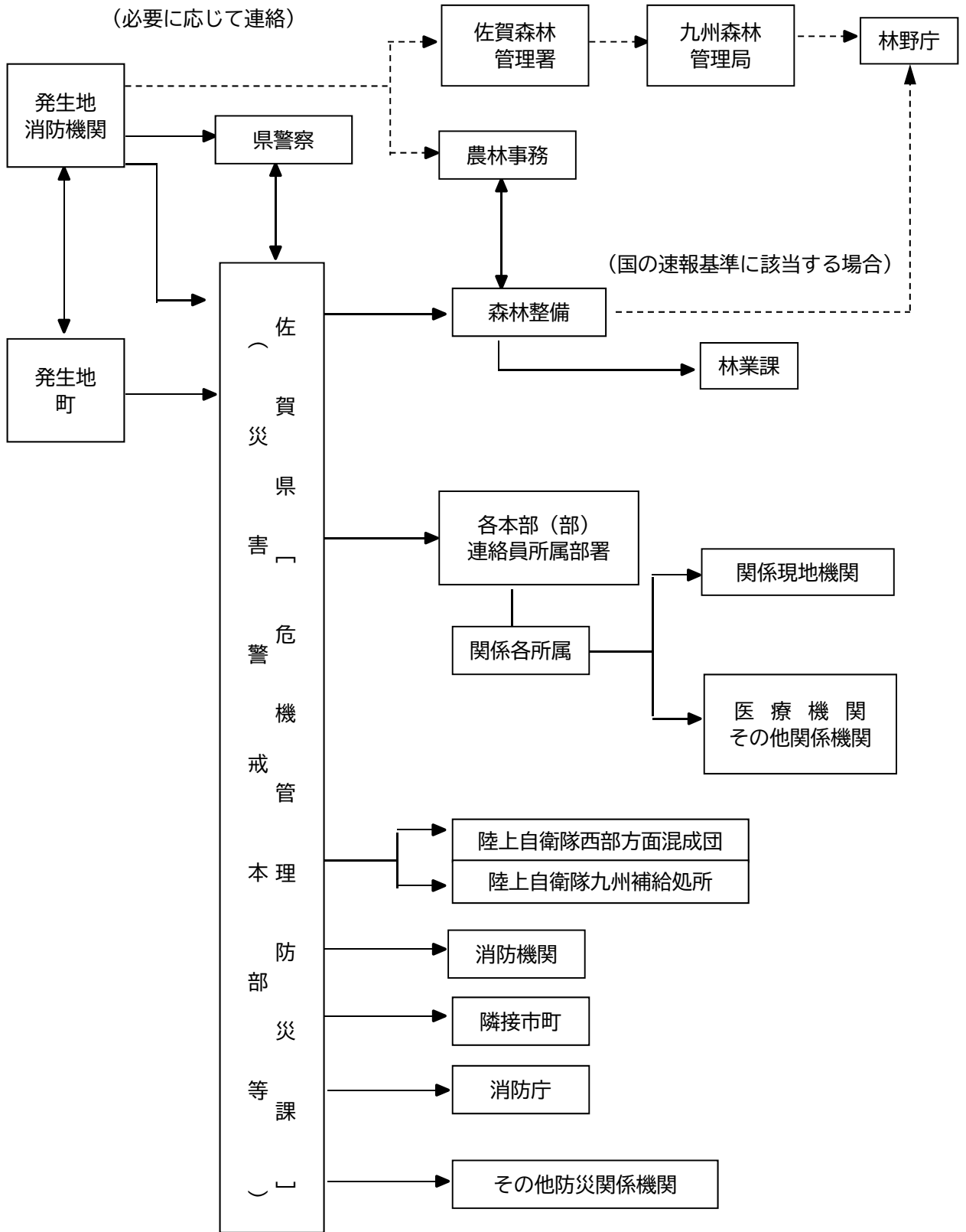


図2-3 林野火災拡大時の情報連絡ルート

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

町〔本部事務局〕及び消防機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
- イ 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項
 - (イ) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (エ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (オ) 住民等の避難状況及び避難場所
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部等の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関等は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 町及び消防機関の情報収集と連絡

町〔本部事務局〕及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

イ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

災害情報の収集・連絡系統を図 2-4 に示す。

<被害・対策の状況>

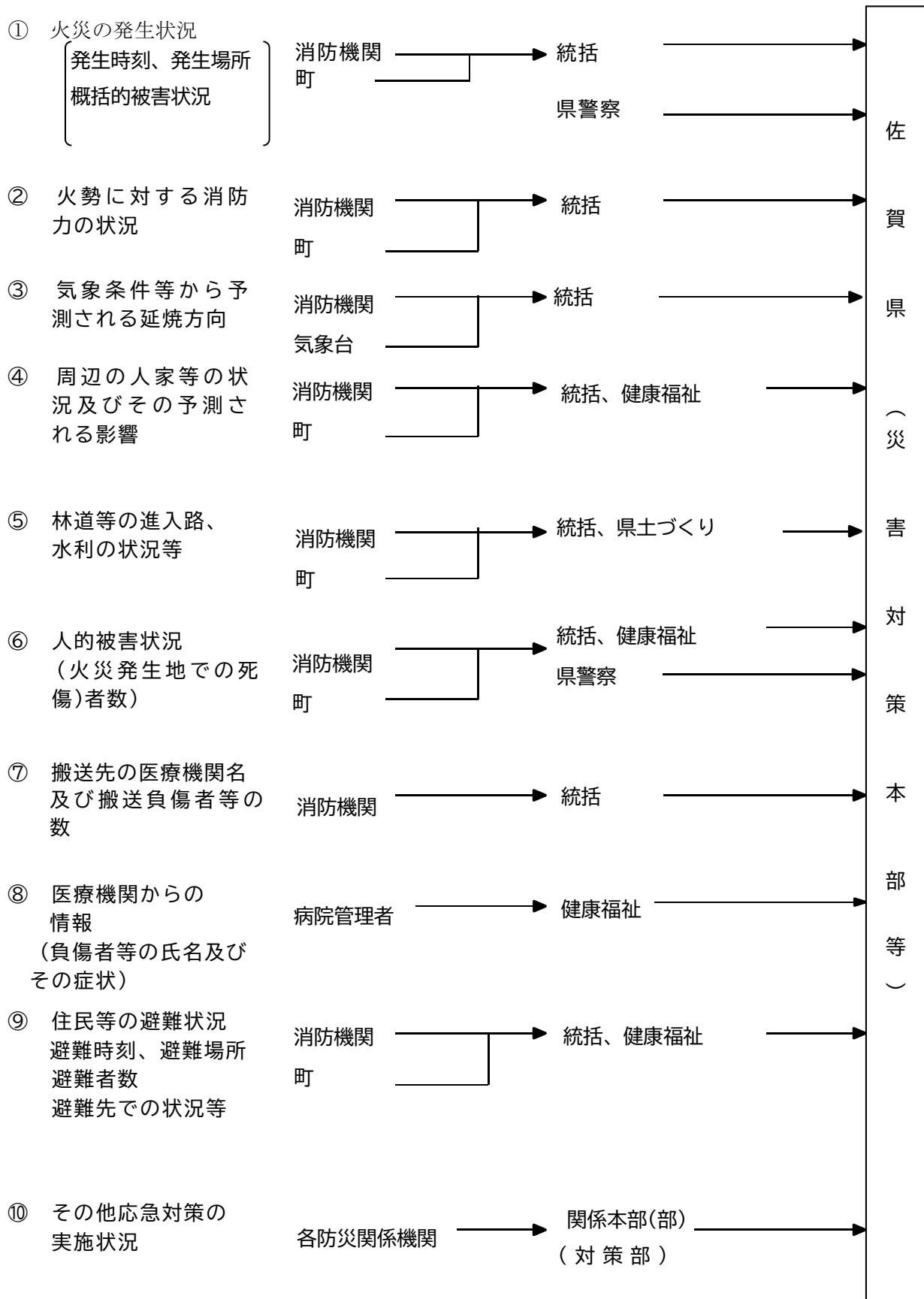


図 2-4 災害情報の収集・連絡系統

3 県、国への被害状況等の報告

(1) 町及び消防機関から県への報告

町〔本部事務局〕及び消防機関は、林野火災が発生した場合、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、県に対し報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合又は町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

[即報基準]

- ア 焼損面積が1ha以上と推定される場合
- イ 火災による死者又は負傷者が生じた場合
- ウ 住家等へ延焼するおそれがある場合

第2項 通信手段の確保

「第2編 第2章 第2節 第2項 通信手段の確保」（共通-66-）を参照

第3項 町の活動体制

「第2編 第2章 第2節 第3項 町の活動体制」（共通-68-）を参照

第4項 広域的な応援体制

「第2編 第2章 第2節 第4項 広域的な応援体制」（共通-76-）を参照

第5項 自衛隊災害派遣要請

「第2編 第2章 第2節 第5項 自衛隊の災害派遣要請」（共通-79-）を参照

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

1 救助・救急活動

「第2編 第2章 第4節 第1項 2 救助・救急活動」（共通-91-）を参照

2 救急・救助活動等の応援

「第2編 第2章 第4節 第1項 3 救急・救助活動等の応援」（共通-92-）を参照

第2項 医療活動

「第2編 第2章 第4節 第2項 医療活動」（共通-93-）を参照

第3項 消火活動

- 1 町〔本部事務局〕及び消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 町〔本部事務局〕及び消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町に応援要請を行う等早期消火に努める。
- 3 町〔本部事務局〕及び消防機関は、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。

その他は、「第2編 第2章 第4節 第3項 消火活動」（共通- 97 -）を参照

第4項 惨事ストレス対策

「第2編 第2章 第4節 第4項 惨事ストレス対策」（共通- 98 -）を参照

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「第2編 第2章 第5節 第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」（共通- 99 -）を参照

第2項 交通の確保

「第2編 第2章 第5節 第2項 交通の確保」（共通- 99 -）を参照

第4節 避難の受入れ及び情報提供活動

第1項 避難誘導の実施

「第2編 第2章 第6節 第2項 避難誘導の実施」（共通- 103 -）を参照

第2項 指定避難所

1 指定避難所の開設

「第2編 第2章 第6節 第4項 （1）指定避難所の開設」（共通- 104 -）を参照

2 指定避難所の運営管理等

「第2編 第2章 第6節 第4項 （2）指定避難所の運営管理等」（共通- 104 -）を参照

第3項 広域一時滞在

「第2編 第2章 第6節 第7項 広域一時滞在」（共通- 106 -）を参照

第4項 要配慮者への配慮

「第2編 第2章 第6節 第8項 要配慮者への配慮」（共通- 106 -）を参照

第5項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

「第2編 第2章 第6節 第9項 1 被災者への情報伝達活動」（共通- 107 -）を参照

2 住民への的確な情報の伝達

「第2編 第2章 第6節 第9項 2 住民への的確な情報の伝達」（共通- 107 -）を参照

3 住民等からの問合せに対する対応

「第2編 第2章 第6節 第9項 3 住民等からの問合せに対する対応」（共通- 108 -）を参照

第5節 応急復旧及び二次災害防止活動

1 町〔基盤対策部〕、県、森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

2 町〔基盤対策部〕は、県が実施する土砂災害等の危険箇所の点検の結果、危険性が高いと判断された箇所について、住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行う。

その他は、「第2編 第2章 第3節 第2項 施設・設備等の応急復旧活動」（共通- 88 -）を参照

第3章 災害復旧

県、森林管理署及び町〔農林水産課〕は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

その他は、「第2編 第3章 第2節 第1項 被災施設の復旧等」（共通- 127 -）を参照

